

種別 区分	新 車	使 用 過 程 車
昭和52年度規制	昭和51年12月告示 2 サイクル車の炭化水素規制強化 〔低減率 98.7%〕 ガソリン・LPG車（重量車）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 41.0%〕 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 32.5%〕 〔直噴式 32.4%〕 〔副室式 32.4%〕	
昭和53年度規制	昭和51年12月告示 ガソリン・LPG車（乗用車）の窒素酸化物規制強化 〔低減率（ガソリン乗用車の場合）91.9%〕	
昭和54年規制	昭和53年1月告示 ガソリン・LPG車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 67.4%〕 〔軽量車 60.9%〕 〔中量車 58.1%〕 〔重量車 58.1%〕 軽油車の窒素酸化物規制強化 〔低減率 43.9%〕 〔直噴式 39.6%〕 〔副室式 39.6%〕	
昭和56年規制	昭和54年8月告示 ガソリン・LPG車（軽量車・中量車）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 80.5%〕 〔軽量車 70.7%〕 〔中量車 70.7%〕	
昭和57年規制	昭和55年9月告示 ガソリン・LPG車（重量車・軽貨物）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 71.4%〕 〔重量車 70.7%〕 〔軽貨物 70.7%〕 軽油車（副室式）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 48.4%〕	
昭和58年規制	昭和56年8月告示 軽油車（直噴式）の窒素酸化物規制強化 〔低減率 51.2%〕	
昭和61年規制	昭和59年10月告示 手動変速機付軽油車（乗用）の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 〔低減率 33%〕 〔一酸化炭素 56%〕 〔炭化水素 56%〕 〔窒素酸化物 63%〕 〔車両総重量 1,265kg超 71%〕 〔" 1,265kg以下 71%〕	

種別 区分	新車	使用過程車
昭和62年規制	昭和60年9月告示 自動変速機付軽油車（乗用）の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物規制強化 （低減率 61年規制と同じ）	
昭和63年規制	昭和62年1月告示 ガソリン車・LPG車（軽量車）の窒素酸化物一酸化炭素、炭化水素の規制強化 （低減率（窒素酸化物） （軽量車（1.7トン以下） 92%） 軽油車の窒素酸化物規制強化（軽量車は一酸化炭素、炭化水素も規制強化） 直噴式 中量車（1.7～2.5トン） 低減率 60% 重量車（2.5～3.5トン） 低減率 58% 副室式 軽量車（1.7トン以下） 低減率 64% 中量車（1.7～2.5トン） 低減率 53%	
平成元年規制	昭和62年1月告示 ガソリン・LPG車（中・重量車）の窒素酸化物の規制強化 中量車（1.7～2.5トン） 低減率 77% 重量車（2.5トン超） 低減率 75% 軽油車の窒素酸化物規制強化 直噴式重量車（2.5～3.5トン） 低減率 58% 副室式 2.5トン超（大型トラクター・クレーン車除く） 低減率 53%	
平成2年規制	昭和62年1月告示 ガソリン・LPG車（軽貨物）の窒素酸化物の規制強化 直噴式 大型トラクター・クレーン車 低減率 84% 副室式 大型トラクター・クレーン車 低減率 58% 副室式 大型トラクター・クレーン車 低減率 53%	
昭和63年規制	昭和63年12月告示 ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化等価性重量1.25トン以下の乗用車 低減率 79%	
平成4年規制	昭和63年12月告示 ディーゼル乗用車の窒素酸化物の規制強化等価性重量1.25トン以上の乗用車 低減率 74%	